

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回 宍粟市男女共同参画推進条例検討委員会	
開 催 日 時	令和2年9月30日（水） 14：00～15：48	
開 催 場 所	宍粟防災センター 5階 大ホール	
議長（委員長・会長） 氏 名	中村和子	
委 員 氏 名	（出席者） 中村和子、篠原光児、横山由紀子、太田 卓、 坂口あかり、三渡眞由美、前田 良、飯田 聡、 小林琢哉	（欠席者） 梶本美和
事 務 局 氏 名	まちづくり推進部：津村部長、大田次長 まちづくり推進部人権推進課：西田課長、上月係長	
傍 聴 人 数	0名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） 議事 （1）宍粟市男女共同参画推進条例（案）について 〔資料1〕〔資料2〕〔資料3〕〔資料4〕 素案等決定	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） ____委員長 中村 和子（確認日 11月6日）	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
事務局	■開会
委員長	<p>■委員長あいさつ</p> <p>みなさんこんにちは。今一番気になっているのは昨日、姫路市の山陽中学校が制服をジェンダーレスにしたニュースをテレビや神戸新聞が取り上げていました。いわゆる全国的に高校の進学校などでは制服廃止の動きが起きています。それで千葉県は全くジェンダーレスです。極端に言うとなりの子がスカートをはいてもいいよ、というような形でやっています。姫路市の山陽中学校が今回制服を改められるにあたって、ズボンを基本とするんですね。どちらを選んでもいいと言われても、女の子はズボンを選びにくいというのがあります。アンケートをとったんだと思います。ズボンを基本にするということで、スカートを選んでもいいんですよ、と逆になったわけですね。スカートが基本でズボンを選んでもいいよ、というところは、まあまあ全国的にもすごく増えてきているんですけど。逆にズボンを基本としてスカートを選んでもいいということは、これ実は本当にすごく画期的なことです。今回、山陽中学校さんの取組みがどういうふうになっていくだろう、と思っています。実は20年前に三田市の中学校が同じようなことをしました。当時、すごく画期的だという話をしていたんですが、いつの間にか、また元に戻っているんですね。やっぱりその辺りのことも私たち大人が考えていかないといけないのかなと思っています。というのを情報提供させていただきたいと思います。</p> <p>では今日ですが、今日は1回目2回目と皆さんからご意見をいただいたポイントがあったと思います。それを事務局が、形にさせていただいております。そのことに関して最終的に皆さんからご意見をいただく資料1から4というものが提供されていると思いますのでお願いしたいと思います。それでは事務局、お願いします。</p>
事務局	■議事
	資料1 資料2 資料3 資料4 説明
委員長	<p>2回の会議を積み重ねた結果、資料4が出来上がっていますので、そこでご意見をいただけたらと思います。その前に「性の流動的」というところですね。第2条第10号で、「性自認とは、自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性</p>

<p>副委員長</p>	<p>に対する自己認識をいう」というところ。実はこの「流動的であるか」という言葉はすごくめずらしい表記だと思いますので。その辺、副委員長、説明してください。</p> <p>はい。少しだけ説明させていただきます。「流動的」という言葉が入っていますが、もちろんこれは性的指向のほうにも関わってしまっていて、性自認だけではないんです。性自認とか性的指向は周囲の環境や経験などによって変化していくものなんです。その性質を「セクシュアル・フルイディティ」といいます。そして、性自認の方に関しては「ジェンダー・フルイド」という言い方をしています。まず性的指向のほうから言いますと、先ほど言いましたように本当に周囲の環境とか経験とかによって性的指向・性自認が変わるんです。私のようにたとえば女性の体に生まれてきて男として生きている、と思っている人ももちろんいます。変わらない人も、もちろんいます。でも性的指向のことに关してまず見ますと、要はそのジェンダー・フルイドを自認している人っていうのは、たとえば昨日は女性が好きだったけども今日は男性が好き、先週は男性も女性もどちらも好きだった、というふうに本当にいろんな状況によって、その人の性的指向というものが、日によって好きになる対象が変わるとというのが「流動的」という言い方をします。好きになる性別を定めないとか、好きになる性別を特定しないやり方のことを言ったりします。性自認に関しては「男性である」または「女性である」と固定しているのではなくて、その状況や心理状態に応じて男性であったりとか女性であったり、というふうに流動する、変化していく、というのが実際に本当にあります。今日は男性だし、じゃあ昨日はどうだったのかというと女性だったりとか、その前日はどうだったのかというと、その中間、男でもなく女でもない、というような知り合いが実際います。そういうふうに変わる方、変わるというか変化する方っていうのがいらっしやいます。ジェンダーとかいう言葉はよくありますけども、フルイドという言葉は何も聞いたことがないと思いますが、そういった方が世の中にはおられるということです。フルイドというのは固定しないということになります。他にもたとえばバイセクシュアルであったり、パン・セクシュアルであったりとか、ノン・バイナリーとかXジェンダーとかいろんな言葉があるんです。で、その言葉、ご説明してもたぶん「何のこっちゃ」ってことだと思うんですけども、簡単にお伝えしますと、バイ・セクシュアルという方は常に男性と女性が好きな方、性的指向です。パン・セクシュアルというのはすべての性の人を好きになる方のことをパン・セクシュアルということになります。それは性的指向のほうですけども。ノン・</p>
-------------	--

	<p>バイナリーというのは男性と女性では分けられない考え方の人たちのこと、Xジェンダーは体に関わらず性自認が男性にも女性にもあてはまらない人のことを言います。そういう人たちと似ているんじゃないかとちょっと思われるかもしれないですが、そこにはやっぱりこのフルイドというのは肯定しないとか、決められないんですよ。「自分がこうなんだ、ああなんだ」っていうのが日によって状況によって環境によって、変わってくるということがありますので。今回、国立市さんのほうも「流動的」という言葉が使われています。もちろん性自認のほうだけに流動的であるか、というふうに書いてありますが、もちろん性的指向のほうも流動的でもありますし性自認にも流動的である、ということなんです。性的指向のほうにたぶんこの言葉を入れると、もっとややこしくなってしまうと思うので、この性自認のほうだけに「流動的」という言葉が入るのは、私はもちろん賛成ですし、そういった方が本当に世の中にはいらっしゃるのを知っていたくにはいいのかというふうに思います。やはり、中々聞いたことのない言葉だと皆さん頭にパッと入ってこないと思うんですけども、本当に日によって環境によって全然、性というものの認識や好きになる人も違うという人がいるんだ、ということだけ知っていただけたらと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。今ジェンダーを考えるときに本当に性的指向・性自認の問題と、問題という言い方は不適切かもしれませんが、そこに光を当てないで語ることはできないという部分。ジェンダーという言葉は、基本法ができて20年ですけども、いろんな社会の中での扱われ方が変わってくる中で、やっぱり究極、人権の問題なんですね。特に宍粟市の場合は人権の部署が事務局であるというところも考えて、一人一人の人権を大事にしようということがあらわれた条例にはなっているのではないかなという気がします。そのあたり、学識の先生、いかがですか？何かご意見ありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「流動的」という日本語、言葉自体は意外に思ったのですが、これはやっぱり国立市が精査をきちんとされているなっていう印象を持ちます。性別の自認がいない人がいるっていうね。今、副委員からお話があった通りなんですけど、周期的に入れ替わる人もいます。だから性別の自認がいないか、それを逆の言葉で言い表すと性別の自認が固定していないかという、そういう問題なんですけどね。だからそれはそれでいいと思います。ついでに言うと9項、これ、つまらない話ですけど同性がね、問題になってくるんです。異性を対象にする異性愛、次、同姓という夫婦の同性の話</p>

	<p>になってしまっているんです。いやいや、よく間違うんですよ。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>同姓、別姓か？みたいな話になりますよね。それがひとつと、同じことですが、5項、事業者、「市内において事業活動を行う個人」で切れますよね。「又」はそのあとなんですが、「法人その他」の後に「の」、という言葉が落ちてます。法人は団体のひとつの典型ですよね、だから連記で。その4項もそうなんですよね。「市内の学校、地域、家庭その他」の後に「の」、その他の社会のあらゆる場の代表が学校です、という言い出し方で、「その他」ではなく、「その他の」という言葉を入れてください。それと3条の1項の最後のほうなんですけれども、「男女の個人～～云々」ですよね。で、最後の「その他の」の前のこの「読点」は要りません。それは落として、「機会が確保されること」でそのまま続けて「その他の男女の人権が尊重されること」となります。あと隣のページの4項ですけれども「役割を円滑に果たし、かつ」の後に「読点」が要ります、ここは。それと、1枚めくって9条の3項ですね。「他人に漏らしてはなりません。」がですます調です。何で「です・ます」は駄目だという話になったんでしょうか。全体の条例の仕上がりは「です・ます」じゃなくてね、「である」という話になったのか、後学のためにお伺いしたいんです。</p>
事務局	<p>本市には、前例がないということがあります。総合計画などすべて「である調」なんです。</p> <p>それを「です・ます」にするということは、ちょっとハードルが高いというところで諦めてしまったわけですが。</p>
委員	<p>前例がないという？</p>
委員長	<p>市には、法制担当があり、最終にこの条例案は全部を法制担当がチェックすると思うんですけれども。今先生がおっしゃってくださった、読点がどうとかっていうところも細かく見てくれる担当がいます。</p>
委員	<p>ハードルが高いというのは？</p>
事務局	<p>何でそうしたいのかという理由を説明をしないといけないわけで、説明をしたらいいんですけど、この条例自体をかなり丁寧に説明していかない</p>

	<p>といけないということもありますし、総合的に判断して「である調」ということにさせてもらいました。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>市の行政ってそういうところがあるんです。はっきり言って説明する時間に「何で、ですます、なの？」って聞かれたところで時間を割きたくないんです。今回のこの内容、場合はね。それで「である」で行こうかという感じです。</p>
委員	<p>それと、ひとつ大事なことを改めて思い出したんです。さっきのお話があった、9条です。「他人に漏らしてはならない」で、これで思っていたことが一つあって。つまり9条は「何人も、性別、性的指向又は性自認等による差別的取扱いをしてはならない。」ですよ。9条の1項ですけども。2項「何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力を行ってはならない。」3項「他人に漏らしてはならない。」で、「又」の後も「禁止してはならない。」つまり、してはならないという規定に違反した場合、普通だったら罰則規定があるんですよ、原則。ところが、これ、ないですよ。初めから。そこら辺をどういうふうに皆さん考えていらっしゃるのか。普通だったらしてはならないことを破った場合には「ごめんなさい、少し悪いことをしたんだから」って罰を受けるみたいにし、そういう意味で担保しますよね。ところがこの辺、最初からありませんよね。その辺をちょっと聞かせていただきたい。</p>
事務局	<p>この条例の場合は加害者にも被害者にもならないように市民の方に伝えるという役目が多分にあります。被害者には、苦情相談で対応という流れになります。</p>
委員長	<p>そうですね。小野市ではいじめの条例を持っていますが、罰則規定のない条例で。市民の皆さんは「こういうことをしなさいよ」という形ですね。で、「いじめ、自殺」に関しては、被害がはっきりしていたら民事が大抵大きいですけども刑事罰になります。市の条例で罰則規定を持つというのは、ものすごい覚悟がいる。だって国が持ってないからね、これ。国が早く法律できちんと決めてくれたら。たとえば6月にできた法律がありますでしょう？パワハラ防止もそうです。パワハラ防止法は、ある程度の罰則があるのかと思ったらないんです。</p>

委員	<p>だけでも、会社によっては、懲戒処分を含む規定を置きなさいとも言ってますのでね、そういう意味で担保されているんです。</p>
委員長	<p>そういうことはできるけど、市が罰則を、「こういうときにはこういう罰則がありますよ」という条例って見たことがありません。ただ国の方がこのアウトティングとか性的少数者の方に関しては関心高くて今、動いてくれているところなので、その内できるかもしれないですね。今日、順番にいかせてもらっていいですか、先生いかがですか。</p>
委員	<p>あの前回、申し上げた、9条の女性への暴力を行ってはならない、やっぱり女性に対するということですが、ちょっと引っかかっているんですけども。</p>
委員長	<p>実はそこ、私も引っかかっていました。</p>
委員	<p>あ、やっぱりですか。</p>
委員長	<p>だって今、男性被害が増えているから。</p>
委員	<p>女性に対するという表現はやめた方がいいと思います。</p>
委員	<p>一応、念のためにお話をしておきます。お決めになるのは皆さんでお決めになればいいんでしょうけれども、今年の1月に厚労省からハラスメント対策についての見解が出されていたんです。その文章を読んでいる中でこういう文章があったんですね。ハラスメント対策の見解なんですが、被害者が女性に多い現状を見ると目的であるセクハラ防止法ですよ、男女に対して法が定める均等な機会と待遇が整っているのか今一度振り返る機会が来たと言える。だから一応建前としては、形式的にはね、男女平等でやってきたんだけど、実態は、「そうじゃないよ」って、「もうちょっと、考えてよ」っていうことを厚労省が言っています。それともう一つですが、平成30年度のドメスティック・バイオレンス相談件数を見たんですよ。そうしたら全国で114,481件のDV相談がありました。内、男性から女性に対するDV相談件数が112,076件 97.9%です。逆に男性が女性からDVを受けたっていう相談が2,405件 2.1%です。それはもう圧倒的多数、大多数がやっぱりDV問題になると今でも、これ平成30年のDV相談件数な</p>

	<p>んですよ。今でも全然、男性が女性に暴力を振るっているに出ています。夫が妻を殴っているんですよ。だから先ほどのセクハラの実態とDVの実態を重ね合わせたときに果たしてね、まだまだ世の中は実際、面をしてみると、とんでもなく女性が被害者になっているという現実が浮き彫りになっているというふうに思っています。だから念のために折角ね、こういう条例を新しく作るというお話ですから。きっちり、「女性に対して暴力を振るってはだめだよ」ということぐらいは入れておいてもいいんじゃないかと私は考えています。だから女性に対しての暴力というのはそういうので担保すると思います。実際のところね、男女平等なんだ、みたいな話には全然なってないんですね。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、ものすごくそこはよく理解していますが、実際にそれを政策、施策としてやっていくときには女性をメインにしていくというのはちょっと首をかき上げてしまうわけです。条例という意味で長いことやっていくというのは見ていく必要があるのかどうかというのが一点と、あと男性がすごく少ないという実態があるということですが、男性は逆に女性にセクハラされたとか、女性にドメスティック・バイオレンスされたとか言えませんので、統計として上がってこないという部分もあります。実際に施策は女性に多く、メインで出来ているんですけども、条例は「男女」か、あるいはこれも、多様な性の場合には、「男性と男性」とか、そういう方もいらっしゃると思うので、そういった流れを考えると「女性」にっていうのはどうでしょう。折角、多様な性を持ってきたのに何か残念な感じがするというのが私の意見です。</p>
<p>委員長</p>	<p>うーん。ちょっとびっくりするようなシチュエーションなんですけども。たいてい女性が、「女性を強調してほしい」と言われるんですが、逆です。逆になっているので。あの、どうしましょうね。</p>
<p>副委員長</p>	<p>まあ、先ほど言われたこと、その通りだと私は思います。女性の被害が多いかもしれないけど、やっぱり男性が声を上げないというのももちろんありますが、先ほどおっしゃいましたように性の多様性の部分でも、同性同士という部分もあると思うので、先にいただいた資料の方が良いかなとは思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>これはどうしたらいいですか？ここで決めるんですか？</p>

事務局	事務局の方で意見を持ち帰らせてもらって考えさせていただきたいと思います。
委員長	女性から男性へのDVと言うときには、殺人事件や傷害事件が多くって。その前段階に何があるかっていうと、男性が女性を攻撃している。それに何て言うか、耐えられなくて殺人事件になったときに、これDV案件に上がってくる。本当にそんなこともね、事案でありますしね。
委員	そうです。歴史にありますからね。
委員長	吹田市の事件はすごく衝撃的でしたね。10年くらい前になりますが。ただ男性は声を上げられないというのは事実ですよ。
委員	前回、実際に家庭内で夫から暴力を振るわれている。駆け込む窓口はあるのか、ないのかみたいな話がありましたが、ありますか。
委員長	DV相談窓口があります。宍粟市では、配暴センターがないんですね。配偶者暴力相談支援センターというのがあれば、簡単にできるんですけどね。
委員	シェルターみたいなものもあるんですか。
事務局	シェルターは、ここにはないです。
委員	ここにはない、どこにあるんですか？
委員長	あまり言えないんです。シェルターっていうのは県の責務になっているんです。で、市は何をするかという広く相談を受けて、女性の自立ということがメインなんですけども。暴力は気付いてない人もいるのでね、何かしんどいみたいで、逃げたいとか。そういう時には市は動きます。県と連絡を取りながら。県内のここだったらどこになるかな、近いところにあります。もう危なかったら県外に出します。ネットワークがありますから。それはやっぱり、窓口がすごく大事なのでね。
事務局	お聞きしてよろしいですか？9条3項の中の、人の性に関する情報というのは性別・性的指向・または性自認のことですよ、ということは性別について、事例がありますか。

委員	あります。過去の性別、トランス・ジェンダー、トランス・セクシュアルの人たちのひとつの問題です。要するに性別適合手術後、新しく就職が決まった、だけでも過去の性別は知られたくないと。中には、そういうのを突き止めて周りに吹聴してしまうっていうケースをときどき耳にしますものでね。だから過去の性別を含むということです。
事務局	完全にカミングアウトしている人は関係なくて、というところですよね。
委員	関係ありません。そうですね。
事務局	ちょっとここの表現について誤解が生じやすいと思っているんです。
委員	だから性的指向とか性自認だけじゃないんです。他の性別、特にトランス・ジェンダーの人たちについてはまわりつきますからね。周りに言おうか言うまいかって。だけど、とりあえず人事課くらいには言っておこうかなという思いで話したところが、その担当者がつい何かの拍子で「いや、彼は昔、実は女性だったんだよ」なんてそういうね、秘密を含むという意味です。だから性的指向だとか性自認だけでなく性別も、やっぱり大事なんですよね。場合によってですけど。
委員長	今、面接試験に性別はいらんんじゃないかっていうね、思っている人もいますよね。もう書かない？
副委員長	履歴書には、書かなくなってきました。
委員	すいません。もうひとつ思い出しました。政府の前に、役所ですよ。役所が一番これは深い関わりがあるんですよ。市によっては行政文書の内、100種類くらいかは性別欄を消したっていう。一つ二つじゃないんですよ。市民が窓口で申請する申請書。それと逆に役所が市民に発行する証明書。至る所に性別欄が張り付けてあって。それ自体を無くせっていう人も前々からいたんですね。宍粟市はどういうふうにしていらっしたかはわからないですけども、性別欄はそういう意味で役所の方にとっては大きな問題です。
委員長	大きな問題です。国勢調査はありましたよ、性別。ありましたよね？国

副委員長	<p>勢調査には、まだあるんだ、と思いました。</p> <p>紙とか言葉だけじゃなくて態度とかもそうですよね。窓口の態度。ちょっと知っているからとか、ちょっと噂で知っているからということで、その人たちに対してと一般の人が来られた時の窓口の対応が変わってしまうこと、もうそれだけでも「アウトティング」になってしまいます。そこまで言えば中々難しいことかもしれませんが、本当に対応一つとっても今までは他の皆さんはこういう流れでこういうふうにします。となっているのに、その人が来たときにはこの人は知っているからこの人は違うから、違う方法ですするというのも、一つの暴露といいますか、周りには気付かれないかもしれないけども本人からすると「あっ」と思う部分があるので、やっぱりそこはすごく重要な部分じゃないかなとは思っています。その流れで、ちょっと今日、SOG Iハラの資料をお配りしているんですけども、ここに、その9条3項のアウトティングのことも含まれています。SOG Iハラって、性的指向・性自認に対するハラスメントってことでお伝えしましたが、誰かの性的指向・性自認について許可なく公表することというのが、これがアウトティングに関わってきます。この3号の部分でもそうなんですけども、「いかなる場合も公表を強制し、又は禁止してはならない」と。カミングアウトすることを強制することも駄目だし、自分が「言いたい」と言っているのに「やめておけ」と言うのも駄目だということも、ここには明記されていませんけどもSOG Iハラに該当するというふうには、なってきたてはいるので、この3号の部分というのは、アウトティングだったりSOG Iハラだったりカミングアウトが必要だった部分は関わってくるのじゃないかなというふうに思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。では、次の委員さん、いかがでしょう。</p>
委員	<p>はい。9条の禁止事項に関してなんですけども、私はその条例において罰則規定は持っていないと良いと思っています。たとえばハラスメントなどが、過度に過ぎた場合は、やはり司法や警察にお任せするべきであって行政はやっぱり避難所やシェルターとしての役割と、あと苦情や相談の広い窓口として機能すべきだと思います。罰則規定はあえて設ける必要はないかなと思います。その女性に対するセクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスで、「女性」を明記するかというところなんですけど、私は重要なのは「ハラスメント」などの行為自体がいけないことだということにフォーカスすべきで、対象がどうかを今ここで議論するべ</p>

	<p>きではないと思います。女性というのを明記しないことで枠組みを広げて対象がどうであれ様々なケースに対応できると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。本当にこの9条っていうところが、事務局としても庁内で調整が難しいと聞いていたんですけども。これだけ議論が出るっていうことはね、すごく良いことだと思います。ここしっかりと事務局で考えていただいたんだと思うんですけど。次の委員さん、どうですか？</p>
<p>委員</p>	<p>やっぱり、「男女」の表現がまだ多いかなと思います。多様性などの言葉で変えられるところもあるんじゃないかなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>学ばば学ぶほど男女という概念がね。本当に男女の二元性というかそこにすごく違和感を感じる。素晴らしいですね、感じるようになってきて。本当に、自分も女性だと思ってたけど、「違う？」って考えるようになって、グラデーションになってる感覚ですよ。すごく大事なことだと思います。ただ、条例となってきた時に、目的があってするので、事務局としては頭の痛い所だろうとは思いますがね。じゃあ次の委員さんお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。まあ先ほどから議論のある9条のことでね、ちょっと。たまたま、この28日に、女子大学生の孫と会話を交わす機会がありまして。「いい彼氏見つけなよ」というような話をしたら、「おばあちゃん、それはおかしい」と。「私のまわりの学生でも、彼女が彼女を作ってる」と言うんです。「彼女が彼女を作ってる」、要するに流動性というのは「そういうことなんだ」と私も今やっとなんかそれが現実にそういう話があるんやなと思いました。「あれ？もう、早、そこまで言っているのか、子どもたちは」という風に思ったので、この条例自体、9条あたりをね、男にするか、女にするかっていう風な話じゃなくて、そういう話は5年もしたらもう無くなるんかなあとか、そう思いながら、聞いたんです。現実に若い子たちは、そういう世界にいるんですよ。それで、「あなたには彼女がいるの？」って聞いたら、「言わない」というようなそんな風に濁っていたんですけども。恋愛自体、私は男と女という感覚できたけど、それが違うんですね。それがなんかこう、年上に対して、反発で言ってるのではなくて、本気でそれを言っているし、現実にそういう話がいっぱいあるようです。今、言われていた意味がやっと分かりました。それと、コロナ禍のなかで、夫が家にいる時間が長くなって、妻が夫に対して家事もできないなど苛立ちを覚えるという事例をよく聞きます。夫にしたら、今まで家事を習っていないわけで、</p>

<p>委員長</p>	<p>矛盾が生じてかわいそうだと思いますので、やはり教育が大切だなと思っています。</p> <p>育児休暇って、だいぶ変わってきていて、妻が専業主婦でも取れるし、育休してても夫も取れる、で給料に関しては6割から7割は出ますよね。それにプラス、いろんな社会保険が免除されるので、実質は8割から9割というのが常識になってきているということも、実はその子育て世代が知らない。なので、おっしゃるとおり、このコロナ禍と一緒にですね。もうとにかく仕事に行けやという話になったり、そこらへんですよね、問題は。条例の中に教育という所が第6条ということで、「教育保育関係者の責務」があるんですが、私はもう少しめざすものみたいなことを書いてほしいなと思ってるんですけど、そこはプランの方で評価して行ってほしいと思っています。次の委員、どうでしょうか。教育にゴールなどないと言われてますけど。</p>
<p>委員</p>	<p>男女共修となった40歳のかかりの若い子たちには、性差があまり無いようですが、私らの大学生時分、自炊といっても、まあ、たいした炊事は出来なかった。やっぱりそういう学習をしていませんでした。しかし、我が子が、仕事してひとりで住んでいますが、普通に自炊生活をしています。そういう風に教育をしてきている中で、今、若い子の中ではそれほど性差が目立たないと思います。逆にその性差の中で右往左往している人は、私らみたいに古いタイプの人間で、理解するのに苦労しています。その古いタイプの人間が、そういう世代、若い子たちに教えていけないいけない中で、色々悩む所があり、言われているように、性の課題っていうのは、おのずとこう見えた感じで、正面から勉強していくべきだし、子ども達と話し合っていくべき問題であろうと思います。私はこの条例を制定する検討委員会に出させてもらって改めてこれを見て、すごいなと、こういう性の所までやっとなんやなということを、これからの世の中のことに対して大切なことなんだなということを勉強させてもらったと同時に、逆に私はそれよりもさっき言われていた、もう一つ上の世界、私らを含めて40代くらいの世代の今、一番、社会生活の中で核となって動いている世代の所にある男女とか、性とか、そういう所の古い考え方、凝り固まった、この間、一番最初に私、言わせてもらったやはり私らの世代の女性の方は、力があっても管理職になってくださいということに対して避けられます。「何故、私たちがそういうしんどいことをしなければならぬんですか」という発想になるんですね。で、これは古い考え方で、やっぱり性別に関わりな</p>

	<p>く力があるんだから、人を導く立場の仕事をしてくださいということを言える社会にならないといけないと思いますので、本当にこの条例が何年先までのことを見越してやっているのかということにも関係してくるんですが、まずは、やっぱり、社会の中心の核になっている年代層が男女の共同的参画社会作りをもっと意識する条例があるべきだろうし、先程言われてたように、条例が出来たら、市として指導はしていただきたいですし、やっぱり教育機関に「あなたの所の学校はちゃんと条例にしたがってできてないよ」という指導はあっても良いことだと思うし、罰則であったりですね、指導をしていただくということは大事だと思います。まずはその一番根本の所が、きちっと整備されていれば、おのずと性に関する問題の所もそれに付随してきちっと筋道立てて、進んでいくんじゃないかなという風に感じます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。学校だけじゃなくて、市役所の女性管理職の研修を頼まれるんですけど、管理職になってほしいなという年代の人たちを集めても、ほぼ、「なんでそんな悪いくじ引かなあかんのん」みたいな雰囲気があります。それを少しずつ変えていくと、ある市なんかは、もう今年4月に3人、人事がびっくりするくらいね、声かけても「え〜っ」ってみんな退くのに、3人は「あ、やりましょう」って管理職になられた。結局、やっぱりみんなで研修しなきゃいけないということを私が研修に関わったので言ってきてくださいました。学校も一緒だと思うんですけどね。校長になったら、システム変えたらいいのにね。校長が変えるとかね、人に動かされるより人を動かす方が楽だと私は思うんですけど。</p>
<p>委員</p>	<p>今、先生からもお話ありましたが、能力があるのに女性だから嫌みたいな話もあるんですけども、やっぱり企業にとっても、そういう方が活躍されるということは、大変プラスになって、利益も出ますし、利益が出たらまた雇用も増えるということになります。例えば、菅内閣、女性の閣僚が前より一人減っただけで、女性を軽視してるんじゃないかというような言い方をされますけども、単に何%女性が管理におられるとかではなくて、この人はこういう能力があるからこうだという世の中になるのが一番良いはずなので、それは選んだ時から全員が同列という形が私は良いと思うのです。私45歳ですけども、男だからこう女だからこうっていう人がだんだん少なくなってきたと思うんですけども、そういう働き方改革関連法案も最近できて、私もどちらかと言うと古いタイプだったんで、行事があるうが仕事をしてきましたが、最近若い子たちは、給料が良いとかじゃ</p>

	<p>なくて、きっちり休みが取れるとか定時に帰れるとかを重視されるようになってきて、なんという世の中だと思ってたんですけど、私も管理する方の立場になって、そういう教育とかね、研修を受けていく中で、やっぱり定時くらいでちゃんと帰れて、自分のこともできて、まあ仕事もあって、家庭もあって、人がこう幸せになる、やっぱりそうならないといけないと私も考え方を変えています。ということはやはりその男女とかいう、ジェンダーとかという考え方も、こういう条例ができたりする中で、いろんなことが効力を受けるというか、目にする機会が増えたら、古いタイプもちょっとずつ変わっていくんじゃないかと思います。その先に企業で言うと、もっと働きやすかったり、経済効果が出ることもあると思うので、こういう話を経営者の方や、幹部の方にも是非、知っていただきたいなあと思います。そのための条例があるということは、そういうことをしやすくなるということだと思います。特にこの条例は意義があるなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。菅内閣のことが出ましたけど、国会の女性議員率が10%。9.8かな。9.8なんて言ったら、153ヶ国中の144位…本当にね、すごい後進国です。次の方、どうぞ。</p>
<p>副委員長</p>	<p>私は学校の子も達の授業に入らせていただく中で、本当に就学前や小学校の子も達って素直にすっと入ってきて、それはもう何の違和感もなく、「ああ、そういう人なんだ」という風に捉えている。それをすっと入ってこないのが正直、先生達です。その話をすると今度、伝統だとか、祭りのことだとか、相撲のことだとか、いろんなことに関わっていくような中で、「それは伝統だから」という風に終わってしまうので、すごく壁が高いと思いますが、だからと言って、もちろん、保護者、地域の人達、大人の人もやっぱり同じように学んでいくという事が大切だというのは、すごく感じました。これからやっぱり子ども達が、「世の中、男と女だけじゃないよね」って「そんなこと言ってんのもう、古いよ」ぐらいの勢いになってくれて、それを子ども達から発信してくれると、すごく変わりやすいのかなという風にも思いました。なので、今回、男女共同参画という、まあ当初からずっとこのネーミングで色々話してきましたけど、多分、そもそも名前のお話になると思うんですけども、私は男女共同参画という、よくある男女共同じゃない条例、他の表現の仕方、男女共同じゃない、男女共同参画推進条例という名前ではなく、違うものになることを願っております。案としては、国立市のような名前ですと実栗市女性と男性及び多様な性の平等参画推進条例みたいなものでもいいんじゃないかと思ったりするんですけど</p>

<p>委員長</p>	<p>ども、なるべくというか、私の気持ちとしては、条例名としては男女共同参画推進条例という名前が無いことを祈っています。</p> <p>いいゴールをいただきました。いいゴールをいただきましたので、それでは、ネーミングという所で、実はね、これ、事務局に私がたつてのお願いということでお願いしました。というのは委員さん、こうして忙しい中、参加していただいて、本当にこの委員会、すごく良い意見というか、たくさん意見を出していただいているわけですが、何か自分がこの条例を作るのに参画したよというのが、実はネーミングなんですよね。だから「事務局さん、ぜひ、ここは皆さんの意見を大事にさせていただきませんか」ということをお願いしたんです。で、ネーミングをさあ、どういたしましょうということになって、事務局の思いとしてはやっぱり、「参画」という言葉は大事にしたいということですよ。男女共同参画の参画というのは、参加じゃなくて、意思決定の場から参加していくってことを「参画」と言います。だから、「参画」を大事にしたいってということですよ。で、「男女共同参画」という言葉が、相応しいんじゃないかなあという思いを持っていらっしゃる。ただ、もう少し突っ込んだネーミングにしたいなという思いを持っていらっしゃる方もいる。</p>
<p>副委員長</p>	<p>国立市の条例の中に男女共同参画って書いてあるのが私は気になっているんですけどね。</p>
<p>委員長</p>	<p>事務局の立場で言わせていただくと、事務局がそう思われてるかどうかは分かりませんよ。私が事務局なら、ここまで練った条例ができて、もういわゆる第9条の所まで踏み込んで書いた条例が、ネーミングでやめられたら嫌だと、宍粟市が思ってるかどうか分からないけど、行政体というのは、古いです。というのは、国がネーミング変えてないですよ。男女共同参画社会基本法の名前が変わらない限り、変えることを良しとしないという空気は、はっきり言って兵庫県は強い。国立市だったからできた、東京だから。</p>
<p>副委員長</p>	<p>それは思います。兵庫、宍粟市でも多分、なかなか難しいと思うんですけども、せつかくここまで皆さん集まって議論してやってきたのに、例えば、条文の中の男女という言葉も、国立市さんがすべての人ってなってる中で、宍粟市はそこを崩すことができなかつた。じゃあ、私たちが一生懸命議論して、「こうですよ、ああですよ」と言っているのに、全部、結局は</p>

	<p>「そうならない、そうならない」っていうのが、「じゃあ何のためにこういう会があるの？議論する場があるの？」って私は思ってしまうので、せめて一番最初に来るネーミングぐらいは、まあ、皆さんがどう思われてるか分かりませんが、他にももっと良い案があるかもしれませんし、それは分かりませんが、やっぱり、そこは本当に今更って言ったら悪いですけど、男女共同参画というネーミングを使うのではなくて、そこは本当に世の中、いろんな性の人がいるんだから、それに配慮されたネーミングにしていきたいという風には思います。</p>
委員長	<p>内容的にはやっぱり女性と男性と多様な性の平等というのは一番中身を合わせてクリアなんですけど、行政側のいろんな事情もあるんですけど、例えば、性別にかかわらない、なんかそういう風な具合になるのもありかもしれませんが、皆さんいかがでしょうか。</p>
委員	<p>宍粟市民平等共同参画推進条例はどうですか。</p>
委員長	<p>1つの方法として、副題をつける方法がある。まあ上を男女共同参画推進条例とするか、そこもうちょっと柔らかくするか別として、「女性と男性及び多様な性の平等参画をめざして」という形で、副題で付けるという方法もあります。条例の名前では固定的に置いといて、まあそこらへんでちょっと斤内調整してもらって、副題つけますよという方法も、すごい保守的なこと言ってごめんなさいね。行政大丈夫かな。</p>
副委員長	<p>国のホームページに載っていることは、みんな言っていることです。すべて言われていることが古いですからね。この間の性と性障害の説明があった時も国が出しているから信用しないといけないとか、それに従わないといけないということもあるかもしれませんが、間違っていることもありますよね。</p>
委員長	<p>宍粟市の姿勢というのを見せないとね。</p>
事務局	<p>こうして、委員の皆さん、集まっていただいて、議論していただいたものを、我々は今後、調整していくわけですけども、これは重たいと思っております。ここの場で「じゃあ、これにしよう」と言って、絞っていただいたものを、我々は事務局として、「委員会の意見はこれだ、これがベストだ」ということで、そのように努力はするつもりです。</p>

委員長	<p>「ある程度、このネーミングで、ということで決めてくれ」ということですね。でもそれに「決まるとは限らないよ」ということですね。</p>
副委員長	<p>でも、頑張りますということですね。</p>
委員長	<p>頑張りますということですね。皆さん。どう思われます？</p>
事務局	<p>今から役所の中の会議であったり、今後市民向けの意見聴取をしたりとか、最終的に議会の議決になりますが、我々としても委員会の意見として、この条例の内容もそうですけども、これがベストだという提案をいただくと説明します。そこの部分で、やはり委員会としてこの条例を提案するに対して揉んでいただいたものはこれなんですよという部分の重たさというのがあると思います。ですから、確約はできないですけども、絞っていただくほうがいいと思います。</p>
委員長	<p>その痛みが分かります。じゃあ1つにということで、「女性と男性及び多様な性の平等参画推進条例」でよろしいでしょうか。決まるとは限りませんが、そこは事務局に頑張っていただかないといけないなあと思います。まず、この条例の方向の意味を、いわゆる庁内会議でしっかり理解してもらうことですね。理解していただいて、なるほどなと思ったら、今作る条例、2020年に作る条例だからこれなんだという所があると思うんです。後、10年20年使っていく。で、いわゆる、国が言う男女共同参画、国際的に言うジェンダー平等っていう所の行きつく先のどんな社会になるかという時に、やっぱりこの性に関する問題というのは絶対抜かれないので、画期的な方法かなあとは思いますが、よろしいでしょうか。ダメとなったら、別に副題的に扱う手法はあると思います。</p>
事務局	<p>条例名によっては、条文の中にも影響出てくる箇所もあると思うんです。女性が最初に来ると条文の中も何箇所かわ変わってくるのかなと思いますので、ご理解ください。</p>
副委員長	<p>私が思うに、国立市のことだけなんですけども、別に私は女性が前に来ようが男性が前に来ようかは、良いと思います。</p> <p>男性と女性がということですね。</p>

事務局	
副委員長	<p>その次の多様な性、いろんな性もいるんだよということが大切で、この逆転は、私はありかなと思っています。皆さんはどうだか分かりませんが、私は全然、そこは世の中は何でもかんでも男性が先だっていうのは、よくあるので、それを最初に持ってくるというみたいな動きがありますけど、そもそも男女がそういうことを言っている場合じゃないので、というところは私は思うので、私自身はひっくり返ってもありです。</p>
委員長	<p>「男女という言い方はおかしい」は、色々議論したけど、「いやもう、そこ関係ないやろ」というのは、最近の話ですよ。単に色分けする時に、男性・女性というよりも、まあ、大きくこの中で、グラデーションがっていう、そういう感じなので。そしたら、「女性と男性及び」っていうのを、「男女及び」というような体で簡単にしたらいいのではないのでしょうか？</p>
副委員長	<p>いいと思います。</p>
委員長	<p>私、その方が多分、受け入れやすいと思います。そこは事務局にお任せします。大事なのは、「及び多様な性」というのを入れますよ、ということと、だからなぜ男女共同参画じゃなく平等参画にしますよ、ですね。そこらへんはジェンダー平等の考え方なので、私もこれ、良いかなと。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私個人的な意見としては、平等ということに重点が置かれて、平等参画になってしまうと、平等にするということが目的みたいなことの条例のように感じてしまうので、一緒に進めていくという趣旨だったと思うので、共に進めていくということを盛り込んで、やっぱり共同っていう言葉も入れていただきたいなと思います。</p>
委員長	<p>「平等」を「共同」に変えたら駄目ですかね？ 「共同参画推進条例」。それでは今のところ「宍粟市男女及び多様な性の共同参画推進条例」と、「男女共同参画」の「男女」のところを広げたという感じになっています。それでよろしいでしょうか。ではそれで事務局に、頑張ってください通るようには思っております。</p>
事務局	<p>丁寧なご審議をいただきありがとうございました。それでは次第の方、3番に入らせていただきます。「その他」でございますが、第1回目の会議</p>

で報告しておりました通り、今後のスケジュールを簡単にお伝えさせていただきます。一つはこの3回に渡って開催してきた委員会の意見や提言をまとめて1回目には出席させていただきました市長に伝えていきたいと考えています。皆さんお揃いの本当は今日のこの場でお渡しできればよかったんですが、今日の3回目の意見も反映したいという思いがございましたので、今日を受けて早急に整理させてもらって、委員長さんに代表して市長に提言をしていただきたいと思いますと考えておりますので、その点、ご了解いただきたいと思います。委員長さんにはよろしく申し上げます。あと条例制定までの今後のスケジュールですが、先ほどからございましたが10月に入りますとまずこの委員会での意見や提案を受けまして市役所の内部で会議を始めます。条例の、先ほど決めていただきました名称も含め、委員の皆様から頂戴した意見や提案により、宍粟市としてふさわしい内容について精査したり、検討して決定していくこととなりますので、本日も確認いただいた資料4にお示ししております条例案から若干修正が入ること。これについてはご了解いただきたいと思います。同時にこれまでも申し上げておりましたが条例を作る際には細かなルールというかございますので、法制の担当の方にも同時にチェックをしていただくように入っていこうと思っております。11月の中旬ころから市民の方に意見を聴取するパブリックコメントを始めたいと考えておりました。今年中には取りまとめまで終わらせたいと思っております。3番、パブリックコメントの意見でまた委員さん皆様方にご相談させていただきたいような大きな提案というか、なるほというものがもしございましたらまた委員会でお世話になることがあるかもしれませんがまたそのときはご案内させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。それで3月に入りますと以上のような手続きを踏まえながら条例を整えまして3月の議会に条例制定の議案を上程していきたいと考えております。それが今後の条例制定に向けた流れでございます。何かわかりにくい点等はございませんか？それでは予定しておりました時間も終わりましたので本日も含め3回に渡り委員の皆様方には活発なご意見、本当に熱心なご審議ありがとうございました。閉会にあたりまして、まちづくり推進部長からお礼を申し上げさせていただきます、会を閉じたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

■閉会

事務局

委員の皆様方におかれましては本当に大変お忙しい中、宍粟市の将来を見据えて本当に真剣にご協議いただきまして、ありがとうございました。コロナが未だに収束していない中でいろんな制約がありました。その中で

時間を、それこそ限られた時間の中で大変濃密に、かつ、深い議論をしていただいたなという風に思います。ありがとうございました。先ほど会議の中で、私の発言するところがなかったので、勝手な思いだけ言わせていただきたいと思います。実はこの条例案ですけれども、法律にも通常の法律とそれのちょっと一段格上の基本法というのがあるわけですが、条例の中にもあえて明確な色分けはできていないんですが、私の中では数々ある市の条例の中でも基本条例に位置するものだというふうに思っております。だからこそ、たとえば先ほどの9条のところで議論になりましたけれども、DV防止関係につきましては現在、福祉部局のほうで窓口をしています。DV関係の対策のプランを持っていますが、そちらのほうもやはり条例は持っていないので、その根拠にもなるので是非、条例に入れてほしいというような協議もありますし、たとえば先ほどもありましたように役所の申請書類等の「男女」の記載がたくさんありますが、この基本条例によって今からたぶん徐々にではあると思いますが、そういう部分も改められていくんだろうなというふうにも思っております。それと罰則規定が設けられないかという意見につきましては委員長におっしゃっていただいた通りでありまして、なかなか末端の自治体には強制力というものはありませんので、たとえば税とかのお金絡みの部分については罰則規定等は設けるんですけども、中々こういう理念とかそういう部分に罰則を盛り込むというのは難しいところがありますので、ご理解をいただきたいと思っております。先ほど少し触れたんですが、いよいよ役所の方も10月から下半期に入って参ります。今後は当委員会の意見をまとめ、市長に提出していただくわけですが、今後役所の中の調整であったり市民向けにはパブリックコメントの募集をさせていただいて、そのあとに議会の方に説明をし、最終的には議決が必要になって参ります。そういう各段階を踏んでいくという作業手順があります。要は、宍粟市の個人個人の人たちがそれぞれ持っている能力を存分に発揮していただいて、いっぱい活躍していただくことで、よりよく宍粟市が発展していく、人口減少の中ではそういう社会の姿が必要だろうなというふうに思うからこそ、活きた条例になってくれればなというふうに思っております。最近コロナがありますけれども、完全に秋のシーズンに入りました。コロナの終わりはまだまだ見えませんが、国の方は経済路線の方に軸足が移動しておりまして、そちらのほうに施策も流れていきますが、やはりまだまだ心配事や懸念が拭えません。そういう状況でもありますので委員の皆様におかれましては是非、今後とも体調管理をしていただきまして引き続きご活躍いただいて、なおかつ宍粟市の今後につきましてもできればご支援ご協力をいただければと思います。本当

	<p>に熱く議論していただきましてありがとうございました。今後もよろしく お願い申し上げます。 ありがとうございました。</p>
--	--

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。